

自立支援プログラム策定実施推進事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制および多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図ることを目的とする。

★ 事業内容

社会的な居場所づくり支援事業

「社会的な居場所づくり支援事業の実施について（平成23年3月31日社援保発0331第1号）厚生労働省社会・援護局保護課長通知」に基づき、NPO法人、企業、市民等と行政との協働により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

★ 財政支援措置

補助率 国庫3／4

★ 過去の事例等

令和5年度 実施自治体なし

生活保護適正実施推進事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

生活保護の適正な運営を確保するため、各種適正化の取り組みを推進することを目的とする。

★ 事業内容

(1) 医療扶助適正化等事業

医療扶助および介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下の取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化および生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。

① レセプトを活用した医療扶助適正化事業

外部委託または診療報酬明細書の点検に精通している者を雇用すること等により、診療報酬明細書の資格審査、内容点検を実施することや、治療中断者や頻回受診者、後発医薬品の使用割合が低い者等のリストを作成した上で支援すること等により、医療扶助の適正化を図る。

② 子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業

福祉事務所が主体となって、生活保護受給者世帯の子どもとその養育者に対する健康生活の支援を行うモデル事業を実施することにより、生活保護受給世帯の子どもの自立を助長し、不健康な生活習慣・食生活の連鎖を断ち切る。

③ お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事業

被保護者が医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を実施することで、重複処方・重複調剤等の適正化を図る。

④ 医療扶助の適正実施の更なる推進

医療扶助適正化の更なる推進の観点からより効果的な事業実施のため、以下の4事業につきPDCAサイクルを導入した上で実施する。

(ア) 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進のため、薬剤師、保健師、看護師等、生活保護受給者への助言指導や医療機関・薬局等への制度の周知・協力依頼を行う者を福祉事務所に配置すること等により、医療扶助の適正化を図る。

(イ) 多剤投与の適正化に向けた指導等の強化

不適切な複数種類の医薬品の投与の適正化を推進するため、薬剤師等医療関係者の雇用又は業務委託により、多剤投与となっている者及びその主治医等への訪問指導等を推進する。

(ウ) 医療費情報・服薬情報の通知

適正な医療の受診、服薬、健康管理に係る個人の気づきによる受診行動の改善を促すため、年に数回、医療費情報及び服薬情報を記載した通知を被保護者に対して送付する。

(エ) 精神障害者等の退院促進

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等を雇用し、自立支援プログラムに基づき、退院までの課題分析、患者・家族との相談、退院先の確保・調整を行い、精神障害者等社会的入院患者の退院、地域移行を円滑に推進する。

(オ) 適正受診指導等の推進

不適切な頻回受診や重複処方等の適正化を推進するため、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導や服薬指導、後発医薬品の使用促進等を推進する。

⑤ 居宅介護支援計画点検等の充実

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、生活保護受給者の自立支援、ケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護扶助の適正な給付を図る。

⑥ 頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル事業

医療扶助のオンライン資格確認の導入後、福祉事務所において「資格実績ログ」の機能により被保護者の受診状況を把握できることから、早期に頻回受診の傾向がある者を把握し、当該者に対する助言等を実施することにより、適正な受診を推進する。

⑦ その他の医療扶助適正化等の推進

①～⑥以外の取組により、医療扶助等の給付の適正化等を図る。

(2) 認定等適正実施事業

① 生活保護適正運営体制強化事業

(ア) 警察との連携協力体制強化等事業

暴力団員等に対する生活保護の取扱いの徹底のために、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換、行政対象暴力に関する研修等を開催する等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。

(イ) 収入資産状況把握等の充実事業

収入申告書徴取の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。

② 扶養義務調査充実事業

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期または随時に実施すること等により扶養義務の履行の促進を図る。

③ 体制整備強化事業

面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応および生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

④ 業務効率化事業

ITの活用等、業務の効率化に特に必要と認められるものについてその費用の一部を支援する。

★ 財政支援措置

補助率 (1) ②、③ … 国庫 10/10
(1) ①、④～⑥、(2) ①～③ … 国庫 3/4
(2) ④ … 国庫 1/2

★ 過去の事例等

令和5年度

- ・レセプトを活用した医療扶助適正化事業 敦賀市・あわら市・越前市・坂井市
- ・医療扶助の適正実施のさらなる推進 敦賀市（ア）・越前市（イ）
- ・認定等適正実施事業 勝山市②・越前市②③

生活困窮者就労準備支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する。

★ 事業内容

就労支援プログラムに基づき、日常生活の自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 2 / 3

★ 過去の事例等

令和5年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市
令和6年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

被保護者就労準備支援等事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

就労意欲の低い者や基本的な生活習慣に課題を有するものなど就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業を実施し、就労可能性を高めることなどを目的とする。

★ 事業内容

- (1) 被保護者就労準備支援事業
日常生活の自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。
- (2) 被保護者家計改善支援事業
保護廃止が見込まれる者への家計相談支援や大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計相談支援を行う。
- (3) 関係職員等研修・啓発事業
国が認める各種研修会への参加等により、生活保護関係職員の資質向上を図る。
- (4) 個別支援プログラム実施事業
自立支援プログラムにおいて個別支援プログラムを整備し支援を行う。
- (5) 居住不安定者等居宅生活移行支援事業
居宅生活への移行に向けた相談支援、移行後の安定した居宅生活を継続するための定着支援の他、入居しやすい住宅の確保等に向けた取り組みを行う。

★ 財政支援措置

補助率	(1)、(3)	国庫 2 / 3
	(2)	国庫 3 / 4
	(4)、(5)	国庫 1 / 2

★ 過去の事例等

令和5年度

・被保護者就労準備支援事業	小浜市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市
・被保護者家計改善支援事業	小浜市・越前市・坂井市
・関係職員等研修・啓発事業	敦賀市・勝山市

生活困窮者一時生活支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供および衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与または提供により、安定した生活を営めるように支援することを目的とする。

★ 事業内容

利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給または貸与および定期的な入浴等の日常生活に必要なサービスを提供する。利用開始時および利用期間中において定期的に健康診断および健康医療相談を行うとともに、医療等が必要な場合は福祉事務所または保健所等と十分な連携のもとで必要な医療等を確保する。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 2 / 3

★ 過去の事例等

令和 6 年度 敦賀市・小浜市・大野市・鯖江市・越前市・坂井市
令和 6 年度 敦賀市・小浜市・大野市・鯖江市・越前市・坂井市

生活困窮者家計改善支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

家計の収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

★ 事業内容

家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんなどの取組を実施する。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1/2

（生活困窮者自立相談支援事業・生活困窮者就労準備支援事業・生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施した場合には、国庫補助率を 1/2 → 2/3 に引上げ）

★ 過去の事例等

令和5年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

令和6年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活習慣等の改善・教育及び就労に関する支援を推進することを目的とする。

★ 事業内容

学校の勉強の復習などの学習支援、居場所の提供、進路相談等、高校中退防止のための支援、親に対する養育支援などの取組を実施する。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1 / 2

★ 過去の事例等

令和5年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

令和6年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づき、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する取組等を推進することを目的とする。

★ 事業内容

就労訓練事業者を開拓するための説明会の開催や就労訓練事業者に対する研修の実施など、就労訓練事業立ち上げ時の初度経費に対する助成や、生活困窮者の早期発見および包括的な支援を行うために必要な社会資源の活用促進および開発などを行う。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1/2

★ 過去の事例等

令和6年度 実施自治体なし

令和6年度 実施自治体なし

(生活困窮者自立支援法)

第7条 都道府県等は、生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者一時生活支援事業
- 二 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

重層的支援体制整備事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的

市町における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制構築の推進を図ることを目的とする。

★ 事業内容

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。

(2) 地域づくり事業

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止または解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開発」等を行う。

(3) 多機関協働事業

複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制を整備し、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性を整理する。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。

(5) 参加支援事業

既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりを創出する。

★ 財政支援措置

補助率 (1) 介護：地域包括支援センターの運営 国庫 38.5/100、県 19.25/100

障がい：障害者相談支援事業 国庫 50/100、県 25/100

子ども：利用者支援事業 国庫 2/3、県 1/6

利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）国庫 1/2、県 1/4

困窮：自立相談支援事業 国庫 3/4

(2) 介 護：一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業

国庫 25／100、県 12.5／100

生活支援体制整備事業 国庫 38.5／100、県 19.25／100

障がい：地域活動支援センター事業 国庫 50／100、県 25／100

子ども：地域子育て支援拠点事業 国庫 1／3、県 1／3

困 窮：生活困窮者の共助の基盤づくり事業 国庫 1／2

(3) ～ (5) 国庫 1／2、県 1／4

★ 過去の事例等

令和5年度 福井市、敦賀市、あわら市、越前市、坂井市

令和6年度 福井市、敦賀市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、美浜町

生活困窮者自立支援の機能強化事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的および概要

物価高騰等の影響により生活に困窮される方々への支援やその支援体制の強化に向けた取組を支援する。

★ 対象とする要件等

- ・官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
- ・支援ニーズの増大に対応した地域の NP0 法人等に対する活動支援

★ 財政支援措置

補助率 国庫 3 / 4

★ 過去の事例等

令和 5 年度（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業）

勝山市、鯖江市、越前市、坂井市

令和 6 年度 鯖江市

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行うことを目的とする。

★ 事業内容

(1) 庁内連携体制の構築等の取組

関係部局を横断した職員による会議（庁内連携会議）又は庁内の職員のほか庁外の関係者も参画する会議（庁内庁外連携会議）を開催し、移行に向けた具体的な取組について検討する。

(2) 多機関協働の取組

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働の取組は主に支援者を支援する。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。

(4) 参加支援の取組

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 3/4

★ 過去の事例等

令和5年度	勝山市、鯖江市、美浜町
令和6年度	勝山市、小浜市

福祉避難所支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

災害時に要配慮者に対し、必要な福祉支援を行う体制を確保することを目的として、要配慮者の避難先のひとつとなる福祉避難所での避難生活に必要な資機材購入や開設運営訓練の実施に対する市町への補助を行う。

★ 対象とする要件等

- ・福祉避難所における避難生活に必要な資機材の購入
- ・開設運営訓練の実施

★ 財政支援措置

補助率 県 1 / 2
1施設あたり250千円上限

★ 過去の事例等

令和5年度 福井市、坂井市
令和6年度 勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、永平寺町、高浜町

医療機関・福祉施設等への緊急支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

原油価格・食材料費高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている医療機関・福祉施設等に対し、電気料金および食材料費の高騰分を支援することを目的とする。

★ 対象とする要件等

経費区分：負担金、補助および交付金

内容：保護施設における電力使用および食材購入に係る経費

★ 財政支援措置

補助率・補助金額：定額・予算で定める額

★ 過去の事例等

令和5年度 大野市

令和6年度 大野市

民生委員活動サポート事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域の実情や課題に応じた民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた市町の一取り組みを支援するため、市町が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業の実施に対して補助を行う。

★ 対象とする要件等

民生委員の活動環境の整備および担い手確保に向けた取組みに係る経費

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1 / 2、県 1 / 4

★ 過去の事例等

令和 7 年度からの新規事業のためなし

身近な地域の支え合い推進モデル事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域づくりの担い手同士がつながるプラットフォームの構築や地域コミュニティを形成するための居場所づくりを行う市町のモデル的な取組みを支援し、地域住民の共助の活性化を図る。

★ 対象とする要件等

- ・コミュニティソーシャルワーカーの配置等による多様な担い手がつながる「地域のプラットフォーム」の構築
- ・世代や属性を問わない「居場所づくり」

★ 財政支援措置

- ・補助率 県 1 / 4
- ・補助上限額 1市町あたり 1 1 2 万 5 千円～3 1 2 万 5 千円
- ・事業期間 令和 7 年度～令和 8 年度

★ 過去の事例等

令和 7 年度からの新規事業のためなし

市町老人クラブ連合会助成事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 高齢者支援Ｇ ☎ 0776-20-0331

★ 事業主体

市町老人クラブ連合会

★ 事業の目的および概要

高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とするなど、市町老人クラブ連合会が行う活動に対し、市町が助成した事業に補助する。

★ 対象とする要件等

- ① 活動促進事業
老人クラブおよび県老連と連携した調査研究、啓発広報活動など老人クラブの活動促進に資する各種事業
- ② 地域支え合い事業
子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する各種事業
- ③ 若手高齢者組織化・活動支援事業
若手高齢者による組織の設置（委員会・部会等）や若手高齢者のサークル、グループ活動などの促進に資する各種事業
- ④ 健康づくり・介護予防支援事業
高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動および体力づくり、低栄養予防につながる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業

★ 財政支援措置

補助率：国 1/3、県 1/3、市町 1/3

補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2/3 を乗じて得た額。算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

単位老人クラブ活動助成事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 高齢者支援 G ☎ 0776-20-0331

★ 事業主体

老人クラブ

★ 事業の目的および概要

老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動に対し、市町が助成した事業に補助する。

★ 対象とする要件等

- ・ 友愛訪問活動（独居高齢者への一声運動）
- ・ 清掃奉仕（道路清掃、草花植え）
- ・ 地域見守り（児童の登下校時の交通活動）
- ・ 教養講座開催
- ・ スポーツ活動
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）や、総合事業以外での生活支援サービスの提供者や担い手としての活動 など

★ 財政支援措置

補助率：国 1/3、県 1/3、市町 1/3

補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2/3 を乗じて得た額

介護施設等整備事業（介護予防拠点除く）

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 介護サービスG ☎ 0776-20-0332

★ 事業主体

市町、社会福祉法人等

★ 事業の目的および概要

- ① 地域密着型介護施設等の施設整備を行う市町等に対して、施設整備に要する費用の一部を補助する。
- ② 介護施設等の施設整備を行う市町等に対して、開設前の6か月間に係る経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

- ①対象施設：特別養護老人ホーム（29人以下）、介護老人保健施設（29人以下）、介護医療院（29人以下）、養護老人ホーム（29人以下）、ケアハウス（29人以下：特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、施設内保育施設
- ②対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）、特別養護老人ホーム（29人以下）、介護老人保健施設（29人以下）、介護医療院（29人以下）、養護老人ホーム（29人以下）、ケアハウス（29人以下：特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、施設内保育施設

★ 財政支援措置（地域医療介護総合確保基金：国交付金×2／3、県1／3）

- ① 特別養護老人ホーム（29人以下）、養護老人ホーム（29人以下）、ケアハウス（29人以下）：
1床あたりの補助単価×定員
上記以外の施設：1施設あたりの定額補助
- ② 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、施設内保育施設：1施設あたりの定額補助
上記以外の施設：1床あたりの補助単価×定員

★ 過去の事例等

平成27年度から地域医療介護総合確保基金を運用して実施する事業

介護施設等整備事業（介護予防拠点）

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 介護サービスＧ ☎ 0776-20-0332

★ 事業主体

市町（介護予防拠点整備を行う自治会や、介護予防拠点における活動実施団体等への間接補助）

★ 事業の目的および概要

介護予防拠点として活用される公民館等の整備を行う市町に対して、施設整備に要する費用の一部を補助する。

★ 財政支援措置（地域医療介護総合確保基金：国交付金×2/3、県1/3）

1施設あたり上限9,710千円

★ 留意事項等

①介護予防拠点補助の目安

高齢者の介護予防活動（健康づくり教室等）を主たる目的とし、月2回以上、継続的に活動を実施すること。

②介護予防事業の実績報告

事業開始後、毎年度、事業実施者から市町経由で介護予防事業の実績について報告すること。

③補助対象外について

- ・既に実施している事業
- ・他の国庫負担（補助）制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、または補助している事業
- ・土地の買収または整地等個人の資産を形成する事業
- ・車庫または倉庫の建設に係る事業
- ・継続事業（複数年度にまたがる事業や毎年度繰り返し実施する事業）
- ・土地の取得、造成に係る費用、既存施設の解体・撤去・外構に係る費用
- ・中古品、消耗品、備品（家具や家庭用エアコンなど施設と一体的でないもの）の購入に係る費用
- ・その他介護予防拠点としての目的に沿わないもの（自治会活動、観光等その整備の主たる目的が介護予防拠点の活動としては認められないもの）

④過去に受けている補助金について

過去に同一事業主体が、同様または類似の補助金を受けている場合は、他の事業者等との整合性を十分に検討すること。（特定の事業主体が連続して補助を受けることは不可）

★ 過去の事例等

平成27年度から地域医療介護総合確保基金を運用して実施する事業

地域支え合い生活支援体制整備推進事業（第２層協議体立ち上げ）

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 地域包括ケアＧ ☎ 0776-20-0330

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

高齢者自ら地域とつながることで、いきがいを創出し助け合いを充実させ、最後まで心豊かに暮らせる「我がまち」を地域のみんなで作っていくことを目指した取り組みを推進するため、市町が実施する第２層協議体の立ち上げに対する支援を行う。

【立ち上げ支援】

- ① 対 象：第２層協議体の立ち上げを計画している市町
- ② 開催回数：対象市町各４回
- ③ 内 容：市町課題の掘り起こしおよびそれに対する講師の助言
助言を踏まえ、協議体立ち上げを支援する
- ④ 講 師：中間支援組織職員等

★ 財政支援措置

- ・住民勉強会等へ講師派遣
１市町あたり２９５千円上限（※令和７年度は３市町を支援予定）
- ・対象の経費
講師（中間支援組織職員等）の謝金・交通費

高齢者の外出付添サポート事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 地域包括ケアＧ ☎ 0776-20-0330

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

社会福祉協議会等の車両の遊休時間帯を活用して、ボランティア団体等が地域の高齢者を通いの場や買い物の外出付添支援を行うことにより、フレイル状態の未然防止、高齢者の生涯活躍の推進、地域住民がみんなで支え合う次世代型の地域包括ケアシステムの実現を図る。

① 外出支援に係るフォーラムの開催

- ・住民主体の外出支援実施のヒントとなるようにフォーラムを開催

対 象：市町職員、社協職員、生活支援コーディネーター、社会福祉法人、地域住民等
研修内容：介護保険制度による移動支援、道路運送法の許可・登録を要しない移動支援、他自治体の取組事例の紹介 等

② 市町等へのアドバイザー派遣の実施

- ・外出支援開始のための市町の個別課題解決のためのアドバイザー派遣（県内５市町）

③ 住民ボランティア団体等への外出支援講習会の実施

- ・高齢者を安全に外出支援するための講義および実技（運転・付添い）の講習会の開催（県内５市町）

④ 市町の外出支援事業への支援

- ・ボランティア団体等運営経費補助（市町または社会福祉協議会を経由した間接補助）

★ 財政支援措置

補助率：県 １０／１０

新規：５００千円上限

既存：２００千円上限

※令和７年度は５市町を支援予定

対象経費：市町のボランティア団体等に対する補助金

（ボランティア団体等の設立および運営に係る経費）

地域自殺対策強化事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 精神保健 G ☎ 0776-20-0634

★ 事業主体

市町、民間団体

★ 事業の目的および概要

特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図るために必要な経費を補助する。

★ 対象とする要件等

【対象事業】

- ①対面相談事業 相談会の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施
- ②電話・SNS相談事業 電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営等
- ③人材養成事業 行政機関等の相談担当者、関係団体職員、一般住民等を対象とするゲートキーパー等の自殺対策に関わる人材育成
上記実施に係る指導員・講師の養成
- ④普及啓発事業 自殺予防に関する啓発
- ⑤自死遺族支援機能構築事業 自死遺族関係団体等に対する活動等の支援
- ⑥計画策定実態調査事業 計画の策定又は見直しに必要な調査研究、研修会・協議会等の実施
- ⑦若年層対策事業 若年層（40歳未満）向けの対面・電話・SNS相談、人材養成、普及啓発
生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に着けさせる教育や啓発
- ⑧SNS地域連携包括支援事業 国が選定する「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、専任職員を配置し支援を実施
- ⑨深夜電話相談強化事業 深夜から早朝（22時から5時）にかけての相談窓口設置・運営
- ⑩自殺未遂者支援事業 自殺未遂者支援に関する事業
自殺未遂者が受診中から退院後まで継続的に支援を受けるための事業
- ⑪ゲートキーパー養成事業 ゲートキーパーの養成および継続的活動等を支援
- ⑫災害時自殺対策継続支援事業 ⑫の実施後、引き続き対応が必要な事業
- ⑬自殺未遂者支援・連携体制構築事業 自殺未遂者支援のための警察、消防、医療機関（救急病院）等との連携体制構築（原則、都道府県で実施。
市町が実施する場合は⑩で対応）
- ⑭災害時自殺対策事業 原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業。実施期間は発災から一定期間が経過するまで。（被災者等の孤立防止、心のケア等）
- ⑮ハイリスク地対策事業 自殺のハイリスク地（自殺多発地域）における対策の実施
- ⑯自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業 都道府県に限る。自殺未遂者の再企図を防止するためのコーディネーターを配置し、救急病院退院後の地域における必要な支援へ繋ぐ
- ⑰若者の自殺危機対応チーム事業 自殺リスクの高いケースを抱える支援機関・支援者に対し、多職種の専門家で構成されたチームが助言を行う
- ⑱地域特性重点特化事業 ①～⑦、⑨、⑩に掲げる事業であり、対策を講じることにより自殺者の減少が見込まれると厚生労働省が認める事業。

★ 財政支援措置

財 源：地域自殺対策強化交付金

補 助 率：①～⑥ 1/2 ⑦～⑫ 2/3 ⑬～⑱ 10/10

地域生活支援事業（市町事業）

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 共生社会 G ☎ 0776-20-0338

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

障がい者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援事業に要する経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

1 必須事業

法律上、市町が地域の特性や利用者の状況に応じて必ず実施しなければならない事業

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①理解促進研修・啓発事業 | ②自発的活動支援事業 |
| ③相談支援事業 | ④成年後見制度利用支援事業 |
| ⑤成年後見制度法人後見支援事業 | ⑥意思疎通支援事業 |
| ⑦日常生活用具給付等事業 | ⑧手話奉仕員養成研修事業 |
| ⑨移動支援事業 | ⑩地域活動支援センター機能強化事業 |

2 任意事業

市町の判断により、障がい者の自立した日常生活または社会生活のために実施する事業

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ①福祉ホームの運営 | ②訪問入浴サービス |
| ③生活訓練等 | ④日中一時支援 |
| ⑤地域移行のための安心生活支援 | |
| ⑥地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 | |
| ⑦相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 | |
| ⑧協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 | |
| ⑨地域生活定着支援センターとの連携強化事業 | |
| ⑩レクリエーション活動等支援 | ⑪芸術文化活動振興 |
| ⑫点字・声の広報等発行 | ⑬奉仕員養成研修 |
| ⑭複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 | |
| ⑮家庭・教育・福祉連携推進事業 | ⑯盲人ホームの運営 |
| ⑰知的障害者職親委託 | ⑱特別支援事業 |

※事業メニューは令和6年度のもの

★ 財政支援措置

負担割合

国 1/2（直接補助）、県 1/4、市町 1/4

地域生活支援促進事業（市町事業）

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 共生社会 G ☎ 0776-20-0338

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

障がい者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

市町が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援促進事業に要する経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

- ①発達障害児者地域生活支援モデル事業
- ②障害者虐待防止対策支援事業
- ③成年後見制度普及啓発事業
- ④アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
- ⑤薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
- ⑥ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
- ⑦発達障害児者及び家族等支援事業
- ⑧精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
- ⑨障害者 ICT サポート総合推進事業
- ⑩意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業
- ⑪重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
- ⑫地域における読書バリアフリー体制強化事業
- ⑬雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- ⑭入院者訪問支援事業
- ⑮特別促進事業

※事業メニューは令和6年度のもの

※④⑤⑥⑧⑭は、保健所を設置しているものに限る

※⑨は、中核市が対象

★ 財政支援措置

負担割合

国 1/2（直接補助）、県 1/4、市町 1/4

訪問系サービス支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 自立支援 G ☎ 0776-20-0339

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

訪問系サービス利用者全体に占める重度障がい者の割合が高いなど訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町に対し、一定の財政支援を行うことにより、重度の障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ①訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過し、かつ訪問系サービスの全体の利用数に占める重度訪問介護対象者の割合が10パーセントを超える市町
- ②上記対象外の市町および対象となるが、なお国庫負担基準額の超過額のある市町

★ 財政支援措置

- ①aに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合
 - a 該当する市町の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10パーセント）を乗じて得た数を控除した額
 - b 重度訪問介護の障害支援区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度
- ②国庫負担基準の超過額（①の補助額を除く）の範囲内において助成

★ 留意事項等

補助額は県の予算の範囲内において行う

★ 過去の事例等

令和3年度補助実績	16,998千円（4市町）
令和4年度補助実績	16,993千円（6市町）
令和5年度補助実績	16,928千円（4市町）

ひきこもり支援推進事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 精神 G ☎ 0776-20-0634

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的

ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

★ 事業内容

(ア) 相談支援事業

対象者からの電話や来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行う。

(イ) 居場所づくり事業

ひきこもり状態にある本人が、社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行う。

(ウ) 連絡協議会・ネットワークづくり事業

対象者の抱える様々な背景や事情に応じて、多様な支援の選択肢を用意できるよう、地域の多様な関係機関で構成される連絡協議会を設置する等、ネットワークづくりに努める。

(エ) 当事者会・家族会開催事業

当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを共有し合い、不安な気持ちを解消できる場を設ける。

(オ) 住民向け講演会・研修会開催事業

地域において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり状態の経験があるピアポーターも活用しながら、住民向けの講演会・研修会を開催する。

(カ) サポーター派遣・養成事業

ひきこもり支援に関心のある者が、ひきこもりに関する基本的な知識を習得の上、ひきこもりサポーター（以下「サポーター」という。）として活動することができるよう、サポーターを派遣し、また新規にサポーターを養成する。

(キ) 民間団体との連携事業

地域の社会資源を活用したひきこもり支援の取組を推進するため、地域において
有意なひきこもり支援に取り組む民間団体に対し補助を行うための補助要綱を策定のうえ、
当該補助要綱に基づいて、民間団体に対して補助を行う。

(ク) 実態把握調査事業

ひきこもり支援施策の企画立案の前提となる、対象者の実態やニーズを明らかに
するための調査研究を行う。

(ケ) 専門職の配置

対象者が抱える様々な事情に対して、専門的な観点から対応できるよう、専門職を配置
する。

(コ) 多職種専門チームの設置

多様かつ専門的な観点から支援を実施できる体制を整備するため、既に配置され
ている職員に加え、医療、法律、心理、福祉、就労、教育関係等のうち3職種以上の多職種
から構成されるチームを設置して、事例の検討や、必要に応じて対象者への直接支援等
を実施する。

(サ) 関係機関の職員養成研修事業

管内でひきこもり支援を行う機関のひきこもり支援を担当する職員を広く対象として、
支援に必要な知識及び技術等を修得させる「ひきこもり支援従事者養成研修」を行う。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1 / 2

★ 過去の事例等

令和6年度 勝山市、越前市、坂井市、池田町

心身障がい児童クラブ育成事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 共生社会 G ☎ 0776-20-0338

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

昼間保護者のいない家庭の特別支援学校または特殊学級に在籍する障がい児が、児童クラブまたは心身障がい児童クラブを利用し、集団活動や社会適応訓練を行うことによって、将来の様々な分野における社会活動への参加促進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

○補助対象事業

- ①市町が実施する児童クラブで障がい児を1人以上受け入れた児童クラブに対し指導員人件費を補助（ただし、国庫補助対象事業（放課後児童健全育成事業）を除く）
- ②障がい児のみを対象とする5人以上の児童クラブに対し指導員人件費、運営費を補助

○対象児

特別支援学校または特殊学級に在籍する小学校1年生～高校3年生までの障がい児

○実施期間

- ①②ともに1日3時間以上、年間200日以上開設

★ 財政支援措置

○補助基準額

- ①障がい児数に応じて指導員人件費を補助

1人：100千円、2人：200千円、3人：300千円、4人：400千円

5人以上：（加算対象基準指導員数－児童クラブ指導員配置基準数）×510千円

- ②障がい児数に応じて指導員人件費、運営費を補助

障がい児数	人件費	運営費
5人	510千円	125千円
6～9人	1,020千円	125千円
10人	1,020千円	250千円
11～15人	1,530千円	250千円
16～20人	2,040千円	250千円
21人以上	2,550千円	250千円

○負担割合 県1/2 市町1/2

重度身体障がい者住宅改造助成事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 共生社会 G ☎ 0776-20-0338

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

重度の身体障がい者が日常生活に著しい障がいがあるために住宅を改造する必要がある場合に、その費用の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

○事業の対象者

福井県内に住所を有する者で、身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持する視覚障がい者もしくは肢体不自由者

○事業の対象経費

当該身体障がい者の日常生活を容易にすることを目的とし、住宅の玄関、台所、便所、洗面所、浴室、居室、廊下等を改造するために要する経費。なお、新築、増築は原則として助成の対象としない。

★ 財政支援措置

○補助額 対象経費の 8 / 1 0 （補助限度額 800 千円）

○負担割合 県 1 / 2 市町 1 / 2

★ 留意事項等

- ・当事業の補助は、当該住宅につき 1 回限りとする。
- ・日常生活用具給付等住宅事業改修費あるいは居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費の対象経費は、当事業の対象経費から除く。
- ・対象者のうち、下肢機能障がい、体幹機能障がい、脳原性移動機能障がい者が当該住宅の改造を行う場合は、限度額を 600 千円とする。
- ・対象者のうち、介護保険制度の要介護、要支援の認定を受けた者が当該住宅の改造を行う場合は、限度額を 600 千円とする。

★ 過去の事例等

令和 3 年度補助実績	6, 5 4 0 千円（ 1 3 市町）
令和 4 年度補助実績	5, 9 7 5 千円（ 9 市町）
令和 5 年度補助実績	5, 8 7 1 千円（ 7 市町）

重症心身障がい児(者)福祉手当支給事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 精神保健 G ☎ 0776-20-0634

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

在宅の心身障がい児(者)またはその介護者にその負担の一助として手当を支給することにより、重症心身障がい児(者)の福祉向上を図ることを目的とする

★ 対象とする要件等

次のいずれかに該当する児(者)

- ・身障1～2級の児(者)
- ・IQがおおむね35以下の児(者)
- ・身障手帳3級以上かつIQがおおむね75以下の児(者)

★ 財政支援措置

3,000円/月(県1/2、市町1/2)

★ 留意事項等

- ・所得制限あり(特別障害者手当を準用)
- ・特別児童扶養手当(児童の親)、障害児福祉手当、特別障害者手当受給者は受給できない。
- ・第一種社会福祉事業の施設に入所している者は受給できない。
- ・障害基礎年金、老齢基礎年金等受給者は受給できない。ただし平成2年3月31日現在で老齢基礎年金を受給している対象者を除く。

★ 過去の事例等

令和3年度補助実績	8,327千円(9市町)
令和4年度補助実績	8,429千円(11市町)
令和5年度補助実績	7,715千円(10市町)

重度障がい者医療無料化対策事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 精神保健 G ☎ 0776-20-0634

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

重度障がい者の健康を保持し、福祉の増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町に対して補助を行う。

★ 対象とする要件等

次の対象者に対して、医療費の一部負担金について助成をした経費

(1) 対象者

- ①身体障害者手帳の1級、2級または3級を所持する者
- ②療育手帳のB1以上（IQ50以下の者）の者
- ③精神障害者保健福祉手帳2級以上を所持し、かつ自立支援医療受給者証を所持する者
※いずれも、所得制限あり。

(2) 助成対象経費

- ①社会保険各法による医療費の一部負担金（高額療養費、附加給付費等は除く。）
自己負担額全額助成対象⇒自己負担なし
※（1）③の精神障がいについては、入院しないで行われる医療のみ対象
- ②事務に要した経費
 - ・医療機関に対して支払った一部負担金の領収証明に関する事務手数料
 - ・施術所に対して支払った一部負担金の領収証明に関する事務手数料
 - ・福井県国民健康保険団体連合会に対して支払った福祉医療費助成対象者一覧表等の処理に関する事務手数料
 - ・福井県国民健康保険団体連合会に対して支払った診療報酬明細書等、柔道整復施術療養費および鍼灸あんまマッサージ施術療養費にかかる一覧表等の処理に関する事務手数料
 - ・社会保険診療報酬支払基金に対して支払った診療報酬明細書等の処理に関する事務手数料

★ 財政支援措置

補助率：助成対象経費の1/2

★ 留意事項等

年度開始前の3月	交付申請
年度末3月	変更交付申請
4月	実績報告

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 自立支援 G ☎ 0776-20-0339

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成し経済的負担を軽減することで、難聴児の福祉の増進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- (1) 以下の要件を満たす者を対象とする。
 - ・ 福井県内に住所を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
 - ・ 身体障害者手帳の交付対象とならないこと
 - ・ 両耳での聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であること
 - ・ 補聴器の装用が必要であると医師の診断を受けていること
- (2) 助成対象経費
 - ・ 新たに補聴器を購入する経費
 - ・ 耐用年数後に補聴器を更新する経費
 - ・ やむを得ない事情により補聴器を購入または修理する必要があると認められた場合の経費

★ 財政支援措置

補助額：対象経費の2/3

(対象経費が基準額を超える場合は、基準額の2/3)

負担割合：県1/3、市町1/3（本人1/3）

★ 留意事項等

- ・ 一部所得制限あり
- ・ 補聴器の種類ごとに補助基準額あり
(ともに障害者総合支援法に規定する補装具費支給制度を準用)

医療的ケア児者への災害時電源確保支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 自立支援 G ☎ 0776-20-0339

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地震などの災害発生時に停電が起こった場合、長時間にわたり停電が続き、人工呼吸器や在宅酸素療法など命に直結する機器に頼らざるを得ない医療的ケア児者に対し、非常用自家発電装置等の購入に要する経費の補助を行う。

★ 対象とする要件等

- (1) 補助対象者は、市町の日常生活用具給付等事業の対象となる者とし、以下に掲げる医療的ケア児者を含めること。
 - ・ 生命・身体機能に維持のため、電源を必要とする医療機器を使用する医療的ケア児者（医療機器の例：人工呼吸器、喀痰吸引器、ネブライザー、腹膜透析 等）
 - ・ その他、医師の意見書等に基づき、市町が必要と認める医療的ケア児者
- (2) 補助対象経費
 - ・ 非常用自家発電装置
 - ・ 蓄電池（ポータブル電源）
 - ・ 外部バッテリー（充電器および付属部品含む）
 - ・ その他、市町が必要と認める機器

★ 財政支援措置

上 限 額：10万円／人 ※県から市町に対する補助上限額は7.5万円
負担割合：県3/4、市町1/4

★ 留意事項等

- ・ 日常生活用具給付等事業に補助対象者および補助対象経費を明記すること
- ・ ホームページ等を通して、種目追加について住民に広く周知すること

子ども・子育て支援交付金

旧事業名：子育て支援交付金事業補助金、保育対策等促進事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 ふく育推進 G ☎ 0776-20-0341

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

次代の社会を担うこどもの健やかな育ちの支援に資する事業を実施することにより、こどもの福祉の向上を図る。

★ 対象とする要件等

保育所等において、以下の事業を実施する。

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑧ 養育支援訪問事業
- ⑨ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑩ 地域子育て支援拠点事業
- ⑪ 一時預かり事業
- ⑫ 病児保育事業
- ⑬ 子育て援助活動支援事業
- ⑭ 産後ケア事業

★ 財政支援措置

補助率

- ① 国 2/3（直接補助）、県 1/6、市町 1/6
- ②～⑬ 国 1/3（直接補助）、県 1/3、市町 1/3
- ⑭ 国 1/2、県 1/4、市町 1/4

第2子以降就学前の児童の利用補助（県単独）：県 1/2、市町 1/2
（対象事業：一時預かり、病児保育）

★ 過去の事例等

R4 県内17市町で実施

子ども・子育て支援施設整備交付金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策と病児保育事業の推進を図る。

★ 対象とする要件等

市町が設置する放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備

★ 財政支援措置

補助率 国 1/3 （直接補助）、県 1/3、市町 1/3

補助率 国 3/10（間接補助）、県 3/10、市町 3/10、社会福祉法人等 1/10

★ 過去の事例等

R元 県内 1 市町で実施

R 4 県内 2 市町で実施

R 5 県内 1 市で実施

R 6 県内 2 市で実施

児童館整備事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 ふく育推進 G ☎ 0776-20-0341

★ 事業主体

市町、社会福祉法人等

★ 事業の目的および概要

地域社会の必要に基づき児童館等の整備を行い、もって児童に健全な遊びを与えてその健康の増進または情操を豊かにする。

★ 対象とする要件等

次世代育成支援対策施設整備交付金に基づく、児童厚生施設の整備事業
(ただし、大規模修繕については5,000千円未満のものを除く)

★ 財政支援措置

補助率 県：1/3 市町 1/3 国 1/3

★ 留意事項等

こども家庭庁が定める次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱で内容確認

未熟児養育医療事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 母子ケア G ☎ 0776-20-0286

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要である。そのため、医療を必要とする未熟児に対して必要な医療の給付を行う。

★ 対象とする要件等

県内の市町に居住する次のいずれかの症状に該当する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児（0歳児）の医療費を対象とする。

- 1 出生時体重が2,000グラム以下の乳児
- 2 1以外の乳児で、生活力が特に弱く、次のいずれかのような症状を示す乳児
 - ① けいれん、運動異常
 - ② 体温が摂氏34度以下
 - ③ 強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ④ くり返す嘔吐（おうと）など消化器の異常
 - ⑤ 強い黄疸（おうだん）

★ 財政支援措置

国1/2（市町へ直接）、県1/4（負担金）

出産・子育て応援事業補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 母子ケア G ☎ 0776-20-0286

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が、全ての妊婦・子育て世帯に対する伴走型の相談支援と経済的支援（出産・子育て応援給付金）を一体的に実施することにより、安心して出産・子育てができる環境を整備するために必要な経費について補助金を交付する。

また、出産・子育て応援給付金をデジタル地域通貨（ふくいぴコイン）により受給した妊産婦等には、インセンティブを付与する。

★ 対象とする要件等

市町が、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施した場合

★ 財政支援措置

①市町による伴走型相談支援と経済的支援の実施に必要な経費

伴走型相談支援 補助率：3/4 （国 1/2（直接補助）、県 1/4、市町 1/4）

経済的支援 補助率：5/6 （国 2/3（直接補助）、県 1/6、市町 1/6）

②現金以外のクーポン発行等に必要な委託経費

補助率：国 10/10（直接補助）

③地域通貨給付のインセンティブ

補助率：県 10/10

★ 過去の事例等

R4 全17市町で事業実施

R5 全17市町で事業実施

R6 全17市町で事業実施

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：健康福祉部こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図る。

★ 対象とする要件等

放課後子ども教室の設置・運営にかかる経費

★ 財政支援措置

補助率 2／3 （国 1／3 県 1／3）

※ただし、国の定める要件のうち、「コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること」を満たさない場合は、県 1／3 のみ

（事業期間）平成 19 年度～

福井県特定不妊治療費助成事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 母子ケア G ☎ 0776-20-0286

★ 事業主体

福井市

★ 事業の目的および概要

夫婦の経済的負担の軽減を図り、特定不妊治療を受ける機会を確保することを目的として、公益社団法人日本産科婦人科学会に登録された医療機関で受けた特定不妊治療（体外受精および顕微授精をいう。以下同じ。）に要する費用について助成する。

★ 対象とする要件等

- 1 法律上の婚姻をしている、または事実婚の夫婦であること。
- 2 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された者であること。
- 3 申請日において、夫または妻のいずれか一方もしくは両方が福井県内に住所地を有する者であること。
- 4 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の者であること。

○助成の回数および額 ⇒交付要綱の記載による

★ 財政支援措置

補助率 県 10/10

こども医療費助成事業費補助金

旧事業名：乳幼児医療費助成事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町がこどもについて、保護者の経済的負担の軽減を図り、もってこどもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的に、医療保険各法による医療費の一部負担金を助成したとき、その助成した経費およびこの事務に要した費用について補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

(1) 対象者

満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（R2. 9月～）

(2) 補助の対象

《医療費》

医療保険各法による医療費の一部負担金（高額療養費、付加給付等は控除する）

※ただし、満6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者については、医療機関（薬局を除く）ごとに次に規定する額は助成しない。

入院の場合 500円/日（1月につき4,000円を限度とする）

入院以外の場合 500円/月

《事務費》

- ・市町が医療機関に対して支払った事務手数料
- ・市町が福井県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金に対して支払った事務手数料

★ 財政支援措置

補助率

基準額（実施要綱で規定）の1/2を補助（負担割合：県1/2 市町1/2）

★ 留意事項等

他の法令等により医療の給付が受けられる場合は、こども医療費助成に優先して適用される。

★ 過去の事例等

- R4 全17市町で事業実施
- R5 全17市町で事業実施
- R6 全17市町で事業実施

すみずみ子育てサポート事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

県、市町

★ 事業の目的および概要

就職活動、疾病、事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加など一時的に子育てに対する支援が必要となる場合にサポートする事業に補助する。

★ 対象とする要件等

(1) 利用対象者

① 小学校就学前の児童を養育する者

(ただし、小学校3年生以下については、放課後児童クラブが利用出来ない児童を対象とする。)

② 第1子を出産予定の妊婦

(2) サポートの種類

- ・ 一時預かり
- ・ 保育所等への送迎
- ・ 子育て家庭および妊婦家庭における生活支援

★ 財政支援措置

補助基準額

① 利用単価(上限)

- ・ 施設型一時預かり、送迎、生活支援：650円/時間

ただし、第2子以降就学前の児童を持つ世帯および就学前の多胎児の第1子を持つ世帯の当該児童が利用する場合については1,000円/時間とし、生後1か月未満の第1子の児童を対象とする生活支援については、1,000円/時間

- ・ 居宅訪問型一時預かり：1,500円/時間

補助率：県1/2、市町1/2

② 保険料(上限)：400円/人(一人当たり年額保険料)

補助率：県10/10

子育てマイスター地域活動推進事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

子育て中の親が地域で気軽に相談できる環境を整備するため、子育てに関わりのある有資格者を、県が「子育てマイスター」として認定登録し、子育てに関する悩みの解決などの支援を行う。

実施概要：育児相談、子育て講座の講師、育児サークルへの助言 など

★ 対象とする要件等

対象事業：子育て支援センターや児童館等で、毎週1回以上、乳幼児と保護者が気軽に座談会や育児相談を行い、月1回以上子育てマイスターを活用する事業

★ 財政支援措置

補助基準額 ①基本額：80千円（年額）
②加算額：6千円（基準を超えてマイスターを活用した場合1回につき）

補助率：県1/2 市町1/2

ふくい在宅育児応援手当支給事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

こどもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児（0～2歳児）を家庭で子育てする在宅育児世帯に対し、経済的支援を実施することにより、こどもが小さいうちは親子のふれあいの時間を多くもつことを応援する。

★ 対象とする要件等

第2子以降を保育所に預けず、在宅で育児をしている家庭に毎月手当を支給

○支給額：月額1万円／1人

○生後2か月～満3歳未満の児童を家庭で育てる世帯

- ・第2子以降の児童であること
- ・保育所等に入所させていないこと
- ・育児休業給付金を受給していないこと

○令和6年9月から世帯年収360万円未満の対象要件を撤廃し、すべての世帯に拡充

★ 財政支援措置

補助率：世帯年収360万円未満 県1/2、市町1/2

世帯年収360万円以上 県10/10

★ 過去の事例等

R4 実施市町数 16市町

R5 実施市町数 16市町

R6 実施市町数 16市町

こどもの遊び場整備事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

全天候型のこどもの遊び場整備に要する費用の一部を助成することにより、天候にかかわらずこどもたちが安心して遊ぶことができる遊び場づくりを促進し、心身ともに健やかなこどもの育ちを支援することを目的とする。

★ 対象とする要件等

公共施設や店舗等の空きスペースを改修し、または建屋等を新築することにより、天候に関わらず専らこどもの遊び場として利用できる屋内空間を確保し、その空間にこどもの心身の健やかな成長に配慮した遊具等を設置し、子育て家庭のための全天候型の遊び場を整備する事業で、下記の要件を全て満たすものとする。

- 1 遊び場は無料で利用でき、営利目的で運営されるものでないこと
(ただし、維持管理費の徴収は可とする。)
- 2 遊び場は土・日曜日の両日を含め週3日以上開所すること
- 3 こどもたちが天候にかかわらず安全安心に遊ぶことができる遊び場の面積が確保されていること

★ 財政支援措置

補助対象経費：整備費（工事費、遊具整備費等）

補助基準額：100,000千円

補助率：10/10

★ 留意事項等

- ・交付申請前に事業計画書等を提出し審査を受けることが必要

子どものための教育・保育給付費負担金・補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

子ども・子育て支援法に基づき、私立保育所・認定こども園、新制度に移行する私立幼稚園等の運営に要する経費を助成する。

★ 対象とする要件等

私立保育所・認定こども園、新制度に移行する私立幼稚園に通う 1～3号認定子どもに係る公定価格のうち一部を負担・補助する。

★ 財政支援措置

子どものための教育・保育給付費負担金	1号・2号認定子ども	県 1/4
	3号認定子ども	県 21.14%
〃	補助金	県 1/2

★ 過去の事例等

R5 負担金…県内16市町が対象
補助金…県内16市町が対象

母子家庭等日常生活支援事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦が、一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に介護、保育のサービスが必要となった場合や未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなるため定期的に保育サービス等が必要になる場合に家庭生活支援員を派遣する。

★ 対象とする要件等

(1) 対象者

- ①母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤および出張や学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる自由により、一時的に家事や介護、保育サービスが必要な家庭ならびに生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭
- ②未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合、(所定内労働時間の就業を除く)定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭

(2) 提供するサービスの種類および内容

- ①生活援助：家事、介護その他の日常生活の便宜
- ②子育て支援：保育サービスおよびこれに付帯する便宜

★ 財政支援措置

補助率

基準額(交付要領で規定)の3/4を補助(負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4)

★ 過去の事例等

R5 県内8市町で実施

自立支援教育訓練給付金事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

県（町分）、福祉事務所を設置する市

★ 事業の目的および概要

ひとり親家庭の母または父が、事業主体が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に支払った受講経費の一部を支給することにより、ひとり親家庭の母または父の主体的な職業能力開発の取組を支援する。

○支給額 受講経費の10割相当額（上限334,000円、下限8,001円）

※雇用保険法の規定による教育訓練給付金を受ける場合は、その額を差し引いた額となる。

※専門実践教育訓練給付金は、上限2,672,000円（修業年数×40万円）

○対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

★ 対象とする要件等

対象者（次の要件すべてを満たすひとり親家庭の母または父）

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- ② 受講開始日現在において雇用保険法の規定による教育訓練給付の受給資格のない方（雇用保険被保険者期間3年未満の方）
- ③ 教育訓練を受けることが適職につくことや雇用の安定のために必要な方

★ 財政支援措置

補助率 10/10

うち国補助分 6/10（負担割合：国3/4、市町1/4）

県補助分 4/10（負担割合：県3/4、市町1/4）

※町分については県で負担

母子家庭等高等職業訓練促進事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭支援 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

県（町分）、福祉事務所を設置する市

★ 事業の目的および概要

ひとり親家庭の母または父が、看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するため、修業年限6月以上の養成機関に通う場合に、市町村民税非課税世帯は、月額100,000円、課税世帯は月額70,500円の高等職業訓練促進給付金を支給し、経済的自立に向けた資格取得をめざした取り組みを支援する（上限4年間）。また、高等職業訓練修了支援給付金として市町村民税非課税世帯50,000円、課税世帯25,000円を支給する。

なお、修業期間の最後の1年間は月額40,000円を加算する。

★ 対象とする要件等

（1）対象者（次の要件すべてを満たすひとり親家庭の母または父）

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- ② 6月以上の養成機関において、一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ③ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方

（2）対象資格

6月以上修業する必要がある、資格取得後、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格
【例：（准）看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 等】

（3）支給対象期間

【高等職業訓練促進給付金】 上限4年

【高等職業訓練修了支援給付金】 修了日を経過した日以後

★ 財政支援措置

補助率 3/4（負担割合：国3/4、市町1/4）

★ 過去の事例等

R5 9市で実施

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域子育て支援分野及び保育分野に関わる現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材の確保を図る。

★ 対象とする要件等

保育の質の向上のための研修事業 他 9 事業

★ 財政支援措置

補助率

国 1/2（直接補助）、市町 1/2

保育対策総合支援事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行う。

★ 対象とする要件等

保育人材等就職・交流支援事業、若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業 他

★ 財政支援措置

実施事業により異なる

ひとり親家庭児童の学習支援事業補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

ひとり親家庭となり家庭環境が変化した児童をサポートし、義務教育の段階から学習意欲の低下を防ぐため、学習ボランティアによる学習支援を行い、子どもの健全育成と自立を図る。

★ 対象とする要件等

厚生労働省が定める母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱におけるひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援事業

★ 財政支援措置

基準額：母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱による

補助率：基準額（交付要綱で規定）の 3 / 4 を補助

（負担割合 国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

福井県

★ 事業の目的および概要

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親および子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、ひとり親家庭の自立や生活の安定を図る。

○支給額 ①受講開始時給付金 受講費用の最大4割（上限10万円）

②受講修了時給付金 受講費用の最大5割（①とあわせて上限12万5千円）

③合格時給付金 受講費用の1割（①②あわせて上限15万円）

○対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）

★ 対象とする要件等

ひとり親家庭の親であって、次の要件をすべて満たす者。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

①県内に住所を有していること。

②児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。

③支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

★ 財政支援措置

直接本人に支給（市にお住まいの方は、申請窓口が市のひとり親家庭支援担当課になる。）

★ 留意事項等

講座の申し込みをする前に、必ず事前の相談が必要（事前の相談がなければ、給付金の支給不可）

医療的ケア児保育支援事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★事業の目的および概要

各市町において、必要に応じて看護師等を保育所等へ派遣する体制を整備することにより、医療的ケア児が安心して保育所等へ通所できることを目的とする。

★ 対象とする要件等

市町において、看護師等を保育所等へ派遣する費用等

★ 財政支援措置

基準額：要綱による

補助率：国 2／3 県 1／6、市町 1／6 または 国 1／2 県 1／4、1／4

※中核市は、国 2／3 中核市 1／3

★ 過去の事例等

R 5 7 市町で事業実施

保育所等における要支援児童等対応推進事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育所等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員を配置し、保育所等における要支援児童、要保護児童およびその保護者の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

★ 対象とする要件等

保育所等に、要支援児童等への適切な支援や関係機関等との関係性の構築を図るための「地域連携推進員」を配置する。

【地域連携推進員の要件】

地域連携推進員は、次のいずれかを満たしている者とする。

- ①保育士
- ②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- ③保健師
- ④看護師
- ⑤その他、本事業を適切に実施できる者として事業主体が認めた者

★ 財政支援措置

基準額：保育対策総合支援事業費補助金交付要綱による

補助率：国 1/2（県間接補助）、県 1/4、市町 1/4

子どもの居場所支援臨時特例事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★事業の目的および概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対し、課外活動の提供などを通じ、こども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

★ 対象とする要件等

(1) 対 象

- ① 食事、衣服、生活環境等の養育環境について課題のある学齢期の子どもおよびその家庭
- ② 不登校の子ども等、学校に居場所のない学齢期の子ども及びその家庭

(2) 事業内容

- ①安心・安全な居場所の提供、②生活習慣の見直しと形成、③食事の支援、④課外活動の提供
- ⑤学習（宿題の見守り等を含む）および進路に関する支援、⑥その他（関係機関との連携調整等）

(3) 開所

原則、月曜日から金曜日

★ 財政支援措置

基準額：要綱による

補助率：国 1 / 2 県 1 / 4、市町 1 / 4

★ 過去の事例等

R 5 新規

保育の職場づくり総合対策事業

所管省庁等: こども家庭庁

県主管課: 健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

現役の保育士等や将来に保育士等をを目指す者にとって魅力ある保育現場・職場づくりを推進することで、保育士等が生涯働くことができる環境を整備し、安定的な保育人材の確保を図る。

★ 対象とする要件等

- ① 保育の職場環境改善
住宅手当の支給 支給額 40千円／月
子を持つ保育士等をフォローする体制整備に対する子育て世帯支援手当の支給
子育て中の保育士数に応じて300～500千円／施設
- ② 保育補助者の確保
保育補助者等を配置した場合の経費への支援
保育補助者 1人あたり2,338千円／年
保育支援者 1人あたり 145千円／月
- ③ 保育士転入者奨励
県外居住者が県内保育所等に就職した場合に支援金を支給
支援金額 300千円／人
- ④ 保育士等のメンタルケア
精神科医師等による巡回相談の実施
1回あたり50千円

★ 財政支援措置

- ① (住宅手当) 新安心プラン対象市町: 国1／2、県1／4、市町1／4
上記以外 : 県1／2、市町1／4
(子育て世帯支援手当) 県1／2、市町1／2
- ② 保育補助者(国制度): 国6／8、県1／8、市町1／8
(県制度): 県1／2、市町1／2
保育支援者 : 国1／2、県1／4、市町1／4
- ③ 県1／2、市町1／2
- ④ 県10／10

保育環境改善等事業

所管省庁等: こども家庭庁

県主管課: 健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育所等の保育環境の改善および向上を図るため、設備の改修や老朽化した備品の整備等を支援する。

★ 対象とする要件等

(1) 事業内容

①熱中症対策事業

冷房設備を設置するための改修等への支援

②保育環境向上等事業

老朽化した備品やフローリング、カーペット等の設備の購入・更新、改修等への支援

(2) 補助基準額

1施設あたり 1, 029千円

★ 財政支援措置

国1／3、県1／3、市町1／3

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町、児童入所施設

★ 事業の目的および概要

令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市町（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設される。本資格は、既に市町、保育所等の現場で働いている者が、100.5～266.5時間の研修の受講等を経て取得するものであり、取得の促進を図るため資格取得にかかる経費を支援する。

★ 事業内容

支 援 内 容	市町（こども家庭センター等）、保育所、児童養護施設等の職員による資格取得支援 児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する施設等を通じて、研修受講費用等の補助を行った場合の費用を支援
補 助 基 準 額	国の交付要綱が示され次第設定
対 象	児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員（社会福祉士や保育士等の資格を有する者）
実 施 主 体	市町、児童養護施設等
補 助 率	国2/3、県1/3

★ 財政支援措置

補助率

基準額（実施要綱で規定）のうち 国2/3、県1/3

保育士・保育の現場の魅力発信事業補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

県

★ 事業の目的および概要

保育所、認定こども園、幼稚園等において、将来的な人材確保を図るため、小中高生の保育体験イベント等実施し、保育者の魅力を発信する取組みに対し支援を行う。

★ 対象とする要件等

対象：公私立保育所、公私立認定こども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型）、公私立幼稚園、公私立地域型保育事業所、公私立子育て支援センター

★ 財政支援措置

補助率 3／4 （国 1／2、県 1／2、市町 1／4）
私立幼稚園 県 10／10

就学前教育・保育施設整備事業

所管省庁等：こども家庭庁、福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育サービス充実のための増改築や耐震化等の安全対策など保育所等の整備に対し、「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用して支援を行うことで、子どもを安心して育てることができる環境づくりを進める

★ 対象とする要件等

市町が行う「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」）に該当する事業

★ 財政支援措置

交付要綱、実施要領および管理運営要領に記載の補助率、補助基準額および補助対象経費による

★ 留意事項等

整備補助申請の場合、別途要綱等で内容確認

★ 過去の事例等

R 5 県内 2 市 6 施設

ひとり親家庭等習い事支援・大学受験料等支援事業

所管省庁等：こども家庭庁、福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

習い事は興味関心を広げ、心身の成長の一助となる大変大切なものであるが、ひとり親家庭は経済的な理由で通わせることができない割合が高いため、費用の一部を補助し、習い事を通してひとり親家庭の子どもの成長を支援する。また、受験料や模試費用を支援することで進学に向けたチャレンジを後押しする。

★ 対象とする要件等

(1) 習い事支援事業

①対象者

児童扶養手当またはひとり親家庭医療費の受給世帯もしくは生活保護受給世帯ならびに住民税非課税世帯のうち、小学校4年生から6年生までの児童

②補助額

児童扶養手当の全部受給相当所得者 上限 120,000円/年

児童扶養手当の一部支給相当所得者 上限 60,000円/年

(2) 大学受験料・模擬試験受験料支援事業

①対象者

児童扶養手当またはひとり親家庭医療費の受給世帯もしくは生活保護受給世帯ならびに住民税非課税世帯のうち、自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等している児童

②補助額

大学受験料 : 高校3年生等 上限 53,000円/人

模擬試験受験料 : 高校3年生等 上限 8,000円/人

中学3年生 上限 6,000円/人

★ 財政支援措置

補助率

(1) 県2/3、市町1/3（県分の1/3は寄附金・企業版ふるさと納税を活用）

(2) 国1/2、県1/4、市町1/4

ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

収入が低く子育ての負担も大きいひとり親家庭等に対し、子育てにかかる費用を助成することにより、子どもが家庭環境に影響されることなく健やかに成長していけるよう支援する。下記補助を行う市町に対して助成を行う。

★ 対象とする要件等

(1) 病児・病後児保育利用料補助

ひとり親家庭の小学生までの児童の病児・病後児保育利用料を補助

(2) 放課後児童クラブの利用料補助

ひとり親家庭等の小学生までの児童の放課後児童クラブ利用料を補助

(3) 高校生の通学費用（定期代）補助

ひとり親家庭等の高等学校等に在学している児童の通学のための公共交通機関の定期券購入費用を補助する。

★ 財政支援措置

補助率 県 1/2、市町 1/2

★ 留意事項等

補助額や対象者等の内容は市町により異なる。

★ 過去の事例等

R5 17市町

保育カウンセラー配置事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

心理、行動特性に応じたきめ細やかな保育を実施するため、発達状況の把握、支援方法について保育士や保護者等にアドバイスできる保育カウンセラーを配置することにより、近年、保育所等において増えている発達障害など対応の難しい子どものすこやかな育ちを支援する。

★ 対象とする要件等

発達に関する相当の知識を有する者を配置し、支援を要する子どものいる保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等を定期的に巡回し、早期発見、早期支援を行う。

★ 財政支援措置

基準額：要綱による

補助率：県 1/2、市町 1/2

★ 過去の事例等

R 5 16市町で事業実施

すくすく保育支援事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

多子世帯の子育てに対する費用負担を軽減し、就労と育児の両立支援を図るため、第2子以降、就学前児童の保育料を無料化および第3子以降、副食材料費を軽減する市町に対し補助する。

★ 対象とする要件等

第2子目以降の園児の保育料を市町が無料化および第3子以降の副食材料費を軽減していること。

第2子の保育料補助範囲 令和6年8月末まで：年収640万円未満世帯
令和6年9月以降 ：所得制限を撤廃

★ 財政支援措置

基準額：対象児童の保育料および副食材料費（上限月額4,500円）

補助率：第2子の年収640万円未満世帯および第3子以降、副食費 県1/2、市町1/2
第2子の年収640万円以上世帯 県10/10

★ 過去の事例等

R5 全17市町で事業実施

産休代替職員費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町および社会福祉法人等

★ 事業の目的および概要

児童福祉施設等の職員が出産のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、産休代替職員を臨時的に任用する経費を県が負担することにより、職員の母体の保護を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保する。

★ 対象とする要件等

対象施設：保育所、認定こども園、児童入所施設、心身障害児施設、老人福祉施設、救護施設等

対 象 者：保育士、保育教諭、看護師、介護職員、保健師、寮母、児童生活支援員、児童自立支援専門員、指導員（児童指導員、生活指導員、職業指導員等）、セラピスト（作業療法士、理学療法士等）、栄養士、調理員

対象期間（産休）：産前 6 週間産後 8 週間

対象経費：産休代替職員に係る経費

★ 財政支援措置

補助率

私立 県 10/10

★ 過去の事例等

R5 県内 6 市町で実施

低年齢児保育充実促進事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育所および幼保連携型認定こども園において児童福祉施設設備運営基準に定める 0 歳児、2 歳児の保育士の数を超えて保育士を配置し、保育体制の質の向上を図ることにより、児童が健やかに生まれ育つ環境の整備を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

下記の①および②に該当する民間保育所を補助対象とする。

- ① 0 歳児、2 歳児の担当保育士（勤続年数 5 年以上）を児童福祉施設設備運営基準以上に配置している保育所
- ② 特別保育事業（ふれあい保育（障害児保育）事業・一時預かり事業・休日保育事業・地域子育て支援拠点事業）を 2 事業以上実施している保育所

★ 財政支援措置

補助率

県 1/2、市町 1/2

★ 留意事項等

- ・ 0 歳児の保育士等の配置においては、加配当初時点で 0 歳児数を 3 で除した数の計（少数点以下を切り捨て）を超えて保育士等を配置していること
- ・ 2 歳児の保育士等の配置においては、加配当初時点で 2 歳児数を 6 で除した数の計（少数点以下を切り捨て）を超えて保育士等を配置していること

★ 過去の事例等

R 5 県内 11 市町で実施

ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町がひとり親家庭について疾病の早期発見と治療を促進し、もってひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療保険各法による医療費の一部負担金を助成したときは、その助成した額および事務に要した費用について補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

(1) 対象者

①ひとり親家庭（次のいずれかに該当する20歳未満の児童の父または母がその児童を監護し、市町長が適当と認めた家庭）の母または父と児童

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父または母が死亡した児童

ハ 父または母が施行令第1条第2項に定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父または母の生死が明らかでない児童

ホ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

ヘ 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母または父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

ト 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(2) 補助の対象

《医療費》

医療保険各法による医療費の一部負担金（高額療養費、付加給付金等は控除する）

《事務費》

- ・市町が医療機関に対して支払った事務手数料
- ・市町が福井県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金に対して支払った事務手数料

★ 財政支援措置

補助率

基準額（実施要綱で規定）の1/2を補助（負担割合：県1/2 市町1/2）

★ 過去の事例等

R5 全17市町で実施

子育てのための施設等利用給付費県費負担金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の対象外の施設等の利用者の利用料について助成する。

★ 対象とする要件等

施設等利用給付認定を受けた利用者が、特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設を利用した場合の利用料の一部を負担する。

★ 財政支援措置

1 / 4

★ 過去の事例等

R 6 17市町で実施

保育士等トライアル就労応援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育ニーズ拡大に伴い発生する待機児童（潜在的待機児童含む）の解消のために、非正規雇用（短時間等）等を希望する保育士等を新たに雇用し、保育人材確保を行う。

★ 対象とする要件等

- ・ 保育士等を新たに配置した月の保育士数（または0歳児から2歳児の受入れ児童数）が、前年同月の保育士数（または受入れ児童数）と比較して同数以上であること
- ・ 一定期間（過去5年間）保育業務に携わっていない方

★ 財政支援措置

補助対象経費：新たに配置する保育士、保育教諭、幼稚園教諭の雇用に要する経費

補助基準額：1人当たり1,500円／時間

ただし、1日の単価上限は、9,000円とする。

補助率：県10／10

★ 過去の事例等

R5 5市町、11施設で実施

私立保育所等および児童入所施設への物価高騰対策支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町、私立幼稚園、児童入所施設

★ 事業の目的および概要

急激な物価上昇により私立保育所等および児童入所施設の経営に影響が生じているものの、私立保育所等の保育料や児童入所施設の措置費は公定価格のため価格転嫁できないことから、高騰した電気料金を支援する。

★ 対象とする要件等

令和6年4月～5月における高騰見込（令和3年度比）の電気料金の一部を補助する。
（補助額）

私立保育所等【高圧】	1施設あたり	170円／人
私立保育所等【低圧】	〃	60円／人
私立幼稚園【高圧】	〃	330円／人
私立幼稚園【低圧】	〃	120円／人
児童入所施設【高圧】	〃	3,760円／人
児童入所施設【低圧】	〃	710円／人

★ 財政支援措置

私立保育所等	県1／4、市町1／4
私立幼稚園、児童入所施設	県1／2

保育所、認定こども園、幼稚園相談対応事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

県

★ 事業の目的および概要

【事業の目的】

保護者対応や不適切保育に関するトラブル等が増加しており、保育所等が長期間対応に追われ、保育士の負担増や離職増の一因となっている。また、保育現場で法的観点を踏まえた対応が必要であるにも関わらず、適時に相談する手段がないため不十分・不適切な対応になっている場合がある。

このため、法的な問題について保育所等が相談できる体制を整備し、トラブルの未然防止や早期解決を促進し、保育現場の質の向上と負担軽減を図る。

【事業の概要】

保育所等担当弁護士による相談事業（福井弁護士会と協定）

（１）相談方法

- ①相談がある園は、市町保育主管課（私立幼稚園は県直接）を経由し、福井弁護士会に相談概要書を送付
- ②福井弁護士会から市町保育主管課（私立幼稚園は県直接）を経由し、園に担当弁護士を連絡
- ③園は担当弁護士と日程調整を行い、相談を実施（電話または面談による相談）→ 助言
- ④園から実績報告書を県に提出

（２）相談内容

- ・園児の保護者とのトラブル
- ・不適切保育への対応 等

★ 対象とする要件等

対象：保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設

★ 財政支援措置

補助率 県 10 / 10

主食提供推進のための備品購入支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

県

★ 事業の目的および概要

こどもの食育や保護者の負担軽減等を目的に、保育所等において3歳以上児の主食提供を推進するために必要な備品購入等の費用を支援する。

★ 対象とする要件等

対象：県内の公私立保育所、公私立認定こども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型）、公私立幼稚園、公私立地域型保育事業所

★ 財政支援措置

補助率 1／2 （県 1／2、市町 1／2）
私立幼稚園（県 10／10）

健康増進事業費補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 健康政策課 健康長寿 G ☎ 0776-20-0352

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が健康増進法第 17 条第 1 項および第 19 条の 2 に基づき実施する健康増進事業に対して補助することにより、住民の健康づくりと疾病の予防等の保健事業を総合的に実施し、健康に対する意識を向上させ、健康の保持増進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

〈対象事業〉

- ①健康教育：生活習慣病の予防その他健康に関する事項についての正しい知識の普及を図る。
〔対象：40 歳～64 歳〕
- ②健康相談：心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導、助言を行う。
〔対象：40～64 歳〕
- ③健康診査：健康増進法 19 条の 2 に基づき、健康診査〔対象：40 歳以上の生活保護受給者等〕、歯周疾患検診〔対象：20, 30, 40, 50, 60, 70 歳〕、骨粗鬆症検診〔対象：40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の女性〕、肝炎ウイルス検診等〔対象：40 歳以上の未受診者〕を行う。
- ④訪問指導：療養上の保健指導が必要と認められる者およびその家族に対して、保健師等が訪問して必要な指導を行う。〔対象：40～64 歳〕
- ⑤総合的な保健推進事業：各健診に追加の項目を実施する。〔対象：40 歳以上〕

★ 財政支援措置

補助率…国 1/3、県 1/3、市町 1/3

（ただし、肝炎ウイルス検診のうち、40 歳以上 5 歳刻みの者に対する無料検診を実施する場合の自己負担相当額については国 10/10）

※原則、市町が行う健康増進事業に対して 2/3 補助を行う。その 1/2 を国が補助する間接補助である。

★ 留意事項等

対象者がそれぞれの事業により異なっているので、対象事業となるか確認すること。詳細は、国の事業実施要領および県の補助金交付要綱等を参照すること。

後期高齢者保健事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 健康政策課 健康長寿G ☎ 0776-20-0352

★ 事業主体

福井県後期高齢者医療広域連合

★ 事業の目的および概要

従来、老人保健事業の一環として実施していた基本健康診査が、平成20年4月から特定健康診査に変わったことにより、75歳以上の後期高齢者については特定健康診査の対象から外れているが、後期高齢者についても、病気を予防し、健康を保持して要介護とならないようにすることが重要である。このため、後期高齢者医療制度の保険者である福井県後期高齢者医療広域連合が実施する保健事業に対し支援することにより、後期高齢者の健康を増進し、健康長寿を推進する。

★ 対象とする要件等

- ① 後期高齢者健診の実施
- ② 後期高齢者歯科健診の実施

★ 財政支援措置

補助率 ①および②… 国：対象経費（国）の1/3
県：対象経費（県）の1/3（予算の範囲内で補助）

※ 対象経費（国）：国が定める基準単価×健診受診者数
対象経費（県）：国と同様（ただし、①については前年度未受診者に限る）

★ 留意事項等

詳細は、国の補助金交付要綱および県の補助金交付要綱等を参照すること。

へき地医療拠点病院運営費補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 地域医療課 医療人材確保 G ☎ 0776-20-0345

★ 事業主体

へき地医療拠点病院

★ 事業の目的および概要

へき地医療拠点病院の運営を補助し、へき地における医療を確保する。

★ 対象とする要件等

○補助対象

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき行うへき地医療拠点病院運営事業に要する経費（医療活動費、研究費、医療費等）

★ 財政支援措置

国 1/2、県 1/2

★ 留意事項等

単年度要綱であるため、内容が変更になる場合あり。

★ 過去の事例等

6 病院（福井県立病院、公立小浜病院、公立丹南病院、福井県済生会病院、木村病院（鯖江市）、中村病院）

医療施設等施設整備費補助金・医療施設等設備整備費補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 地域医療課

救急・災害医療 G（施設整備） ☎ 0776-20-0346

医療人材確保 G（設備整備） ☎ 0776-20-0345

★ 事業主体

市町

（それ以外に都道府県、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等）

★ 事業の目的および概要

医療施設の施設（病棟の新築・改築等）および設備（医療機器等）の購入を補助することで、各医療圏の医療機能を確保する。

★ 対象とする要件等

事業ごとに異なる。

（例）へき地診療所設備整備事業

- 1 基準額 1 か所当たり 16,500 千円
- 2 対象経費 へき地診療所として必要な医療機器購入費
- 3 下限額 1 品につき 250 千円

★ 財政支援措置

事業ごとに異なる。

（例）へき地診療所設備整備事業

1/2（負担割合：国 10/10）

★ 留意事項等

厚生労働省が定める医療施設等施設整備費補助金交付要綱ならびに医療施設等設備整備費補助金交付要綱および各事業の実施要綱で内容を確認すること。

★ 過去の事例等

・医療施設等施設整備費補助金

R 3 県内 1 市 1 施設

R 4 実績なし

R 5 実績なし

・医療施設等設備整備費補助金

R 3 県内 2 市 1 町 3 施設

R 4 県内 2 市 2 町 4 施設

R 5 県内 1 市 2 町 3 施設

公立診療所におけるDX推進事業補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 地域医療課 医療人材確保 G ☎ 0776-20-0345

★ 事業主体

公立診療所（市町）、へき地医療拠点病院

★ 事業の目的および概要

オンライン診療の実施に対して支援を行い、へき地等における医療提供体制の維持を図る。

★ 対象とする要件等

- 1 継続してオンライン診療を実施する公立診療所
- 2 新規にオンライン診療を実施する公立診療所（1を除く）
- 3 へき地医療拠点病院

★ 財政支援措置

予算の範囲内で1および2を実施

- 1 補助率 1／2
（1）オンライン診療の実施に必要な医療機器の整備
- 2 補助率 10／10
（1）オンライン診療の実施に必要な初度整備（医療機器を除く通信機器等）
（2）オンライン診療の継続した実施に必要な費用（端末通信料、システム利用料等）
（3）専門医の診療支援を行う際の、へき地医療拠点病院への協力金

★ 留意事項等

厚生労働省が定める医療施設等施設整備費補助金交付要綱および県の実施要綱で内容を確認すること。

新人看護職員研修事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 地域医療課 医療人材確保 G ☎ 0776-20-0345

★ 事業主体

医療機関（自治体病院含む）

★ 事業の目的および概要

看護の質の向上、安全な医療の確保、早期離職防止のため、新人看護職員の卒後研修体制の整備（教育責任者等の配置）、研修実施に必要な経費の一部補助。

★ 対象とする要件等

「新人看護職員研修ガイドライン」に沿った新人看護職員に対する研修の実施

★ 財政支援措置

補助率 1/2 以内
（人数に応じた上限単価あり）

★ 留意事項等

- ・ 事業計画書は 3～4 月頃提出
- ・ 経費のうち消費税については、補助の範疇ではないので返納が必要となる。

★ 過去の事例等

- ・ 令和 3 年度 実施病院 14 ヶ所
- ・ 令和 4 年度 実施病院 14 ヶ所
- ・ 令和 5 年度 実施病院 14 ヶ所

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 疾病対策 G ☎ 0776-20-0350

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ることを目的に、市町主体の本事業に対し補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等便宜を必要とする児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者を対象に、特殊寝台、特殊便器、電気式たん吸引器など全18種目の購入費用について助成を行う。（所得に応じ一部自己負担額あり）

★ 財政支援措置

補助限度額：必要な用具の金額を合算したものから、用具の給付を受けた者またはその扶養義務者の負担すべき額の合算額を控除した額

補助率：①市および福祉事務所を設置している町 1/2

②福祉事務所を設置していない町 3/4

予防接種事故対策負担金、予防接種事故対策事業補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 感染症対策 G ☎ 0776-20-0351

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

予防接種法に基づき実施する予防接種において発生する健康被害を救済する。

★ 対象とする要件等

- ①救済事業（予防接種事故対策負担金）
国からの健康被害認定を受けた者に対する年金、医療費、医療手当等
- ②調査事業（予防接種事故対策事業補助金）
健康被害発生時の調査委員会（予防接種健康被害調査委員会）の開催に要した経費

★ 財政支援措置

- ①救済事業に対する負担金
国 1/2、県 1/4
- ②調査事業に対する補助金
国 1/2、県 1/4

★ 過去の事例等

- 令和 5 年度
- ①救済事業分 福井市、美浜町

がん検診受診者拡大事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 がん対策 G ☎ 0776-20-0349

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

がんの早期発見・早期治療のため、特に県内で罹患率の高い胃がんについて、血液からピロリ菌の有無や胃の萎縮の状態を測り、がん罹患する可能性が高いかどうかのリスクを調べることができる、より簡易な検査の導入を促進する。また、受診券の発行は個人への個別勧奨であり、すべての検診対象者に受診券を発行して直接送付することは受診率の向上に有効であることから、市町の受診券発行および個々に応じた受診勧奨等に係る事務的経費に対して支援を行う。

★ 対象とする要件等

- ・ピロリ菌等検査：血液によるピロリ菌抗体検査、ペプシノゲン検査（胃の萎縮）を実施すること。
- ・受診券発行：受診券については、5つのがん検診の受診券が1セットになっているなど県の定める要件を満たすこと。

★ 財政支援措置

- 補助対象： ① ピロリ菌等検査に係る経費（検査費、通信費）
② 受診券発行に係る経費（印刷費、通信費）
③ 要精検者に対する啓発通知に係る経費（印刷費、通信費）

※補助基準単価あり

補助率： 1/2

★ 留意事項等

受診券の発行に係る経費について、一部の受診対象者に受診券を発行している市町は、受診券発行対象者から前年度受診者を除いた未受診対象者に受診券を発行するために要した経費が補助対象となる。

緊急風しん抗体検査等事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 感染症対策 G ☎ 0776-20-0351

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性に対して風しん抗体検査を実施する。実施期間は 2025 年 3 月までとする。

当該検査の結果、抗体価が低いことが判明した者に対して定期接種を行うこととする。

★ 対象とする要件等

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性が受検する風しん抗体検査に要する費用

★ 財政支援措置

補助率 : 国庫 1 / 2

補助対象 : 風しん抗体検査の実施および記録等に要する経費

★ 留意事項等

対象者は、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。

★ 過去の事例等

令和 5 年度 17 市町

感染症予防事業負担金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 感染症対策 G ☎ 0776-20-0351

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

感染症発生予防およびまん延防止のため、保健所長の指示に基づき市町が行った消毒とねずみ族、昆虫等の駆除に要した経費を負担する。

★ 対象とする要件等

消毒・駆除に要した適正な実支出額

★ 財政支援措置

国 1/3、県 1/3

激甚法第 19 条に該当する場合は、国 2/3、県 1/3

★ 過去の事例等

令和 5 年度 勝山市

市町検診受診率アップ推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 がん対策 G ☎ 0776-20-0349

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

がん検診の受診率向上のため、市町が実施するがん検診に係る経費の一部を補助し、財政的負担を軽減することで、市町の積極的な取組みを促進する。

★ 対象とする要件等

対策型の5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）の受診者数の合計が増加した場合のみ、検診費用の1/2を補助する。

ただし、集団検診・個別検診を合わせた全体の受診者数が増加した場合のみ補助金を交付する。

※ 増減に係る、比較人数の基準は部位（胃、肺、大腸、子宮、乳）により異なる。

★ 財政支援措置

補助率： 1/2

※補助単価あり

がん患者アピアランスサポート事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 がん対策 G ☎ 0776-20-0349

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を補助することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、療養生活の質の維持向上を図り、社会参加を促進する。

★ 対象とする要件等

- 1 ウィッグ（ウィッグ装着時に必要な頭皮保護用のネットおよび帽子を含む）
- 2 補整下着等の胸部補整具
- 3 その他市町が認める補整具等

★ 財政支援措置

補助率：1/2

補助上限額：10,000 円/人

★ 留意事項等

患者一人につき1回限り

浄化槽設置整備事業（循環型社会形成推進交付金等）

所管省庁等：環境省、福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 医薬食品・衛生課 生活衛生 G ☎ 0776-20-0355

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。市町が浄化槽の設置を行う者に対し設置に要する費用を補助する場合、国・県がその経費の一部を助成する事業。なお、家屋を新築または増築する際については、污水处理未普及解消につながるものについてのみ対象。

★ 対象とする要件等

（対象市町）

浄化槽設置者に対し補助事業を行っている市町

（対象施設）

浄化槽の構造基準に適合し、かつ生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L以下の機能を有する浄化槽で、国の合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの。

（対象範囲）

- ① 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費
- ② 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費
- ③ 単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る宅内配管工事費
- ④ 単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去に必要な工事費

（基準額：通常型）

- ① 5人槽：390千円、② 6～7人槽：474千円、③ 8～10人槽：660千円、
- ④ 11～20人槽：1,002千円、⑤ 21～30人槽：1,545千円、
- ⑥ 31～50人槽：2,129千円、⑦ 51人槽～：2,429千円
- ⑧ 宅内配管工事費：300千円、⑨ 撤去費（単独処理浄化槽）：120千円、
- ⑩ 撤去費（くみ取り槽）：90千円

★ 財政支援措置

国庫補助率

1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/2）

県費補助率

1/3（50人槽以下の設置工事費、合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去に必要な工事費および宅内配管工事費を対象とし、国の交付金を受けたものに限る。）

★ 過去の事例等

R5 坂井市、池田町、美浜町および若狭町を除く13市町で実施

公共浄化槽等整備推進事業（循環型社会形成推進交付金等）

所管省庁等：環境省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 医薬食品・衛生課 生活衛生 G ☎ 0776-20-0355

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と生活雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。市町が浄化槽の計画的な整備を行う場合、国がその経費の一部を助成する事業。

★ 対象とする要件等

（対象市町）

浄化槽を設置した市町

（対象施設）

浄化槽の構造基準に適合し、かつ生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L以下の機能を有する浄化槽で、国の合併処理浄化槽等整備推進事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの。

（主な事業要件）

コスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討するものとし、次のア～オの全てを満たすものであること。

ア 浄化槽工事着手までに、住民から設置および便所等の接続等について文書で承諾を得ていること。

イ 事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽を整備する事業であるか、もしくはその地域の一部について経済的・効率的と認められる場合は共同浄化槽を設置し、戸別の浄化槽等と組み合わせて整備する事業であること。

ウ 整備された浄化槽については、原則設置完了後1年以内に接続・使用を開始すること。

エ 設置後の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。

オ 市町の公営企業として実施し、維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれること。

★ 財政支援措置

国庫補助率

1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/2）

事業費の市町負担分については地方債の起債が可能であり、元利償還金の地方交付税措置あり。

★ 過去の事例等

R3～4 大野市で実施

飼い主のいない猫（野良猫）不妊去勢手術助成事業補助事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 医薬食品・衛生課 食品安全 G ☎ 0776-20-0354

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術を行い、過剰な繁殖を抑止することで、住民の快適な生活環境の保持へ寄与することを目的としている。市町が飼い主のいない猫（野良猫）に対する不妊去勢手術の助成に要した事業費の一部を助成する事業。

★ 対象とする要件等

（対象市町）

- 1 飼い主のいない猫（野良猫）に対する不妊去勢手術費の助成事業を実施している市町
- 2 新たに飼い主のいない猫（野良猫）に対する不妊去勢手術費の助成事業を実施する市町

★ 財政支援措置

県補助率

- 1 飼い主のいない猫（野良猫）に対する不妊去勢手術費の助成事業を実施している市町：
1/4、1/3、1/2（前年度予算額と比較した当該年度予算額の増額の程度による）
- 2 新たに飼い主のいない猫（野良猫）に対する不妊去勢手術費の助成事業を実施する市町：
1/2

★ 留意事項等

飼い主のいない猫（野良猫）に対する不妊去勢手術費の助成事業の実績報告をもとに実績額が前年度の予算額を下回らない範囲で、補助額を決定する。

★ 過去の事例等

R5 福井市、小浜市、越前町で実施